

徳島県健康増進課
関係事業補助金等交付要綱

(平成22年度版改正)

徳島県保健福祉部医療健康総局健康増進課

目 次

1	徳島県健康増進課関係事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	＜参考＞徳島県補助金交付規則・・・・・・・・・・・・・・・・	22

徳島県健康増進課関係事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は保健衛生の向上を図り県民の健康の保持増進に寄与するため、市町村、その他知事が必要と認める者（以下「市町村等」という。）が行う健康増進課の所管する公衆衛生等に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で市町村等に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業及び経費等)

第2条 前条の事業及び経費並びにその補助率又は補助額は別表1に定めるとおりとする。

(補助金交付申請書等)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、別表2に定めるとおりとする。

3 規則第3条の知事が定める期日は別に定める。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生ずると認められた場合及び知事の承認を受けて規則第17条第2号に定める機械及び器具を処分することにより収入があった場合、知事はその収入の一部又は全部を納付させることがある。

(軽微な変更)

第5条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は別表1に掲げるもの以外のものとする。

(変更の承認の申請等)

第6条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には別表2の書類を添付しなければならない。

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事が必要と認めた場合は別に定めるところにより補助事業遂行状況報告書（様式第3号）を作成し、知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は別表3に定めるとおりとする。

3 規則第11条の規定による実績報告は補助事業の完了の日、若しくは中止及び廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（補助金の請求）

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書（様式第4号の2）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第10条 知事は市町村である補助事業者に対して規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に補助金を支払うものとする。

（補助金の前金払又は概算払）

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは補助事業者に対し補助金の全部又は一部を前金払若しくは概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の前金払又は概算払を受けようとするときは、第9条の補助金請求書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金調書等）

第12条 規則第16条の補助金調書は、様式第5号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（財産処分の制限）

第13条 規則第17条第2号の知事が定める財産は、その購入に要した経費の額が一件につき50万円以上の機械装置及び器具とする。

2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

（書類の提出部数）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は原則として一部とする。

附 則

- 1 この要綱は昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度分の補助金から適用する。
- 2 結核予防会徳島県支部のX線自動車補助金交付要綱、予防接種事故対策費補助金交付要綱、徳島県原爆被爆者の会県費補助金交付要綱、健康管理指導車運営事業費補助金交付要綱、徳島県厚生農業協同組合連合会のがん集団検診車運営事業費補助金交付要綱、徳島県対ガン協会のがん集団検診車運営事業補助金交付要綱、徳島県対ガン協会の胃集団検診車整備費補助金交付要綱、徳島県スモンの会県費補助金交付要綱、循環器疾患等健康診断費補助金交付要綱、脳卒中予防健康診断費補助金交付要綱、徳島県対ガン協会の婦人検診車整備費補助金交付要綱、徳島県調理師連合会事業費補助金交付要綱、社団法人日本栄養士会徳島県支部事業費補助金交付要綱、婦人の健康づくり推進事業費補助金交付要綱、徳島県市町村母子保健事業費補助金交付要綱、徳島県乳児医療費助成事業補助金交付要綱、徳島県同和地区妊産婦手当給付事業費補助金交付要綱、徳島県肢体不自由児援護事業費補助金交付要綱、徳島県へき地町村保健婦活動費補助金交付要綱、森永ミルク中毒被害者の会徳島県本部県費補助金交付要綱、徳島県公衆浴場環境衛生同業組合活動費補助金交付要綱、徳島県公衆浴場設備改善事業費補助金交付要綱、徳島県環境衛生諸営業育成指導事業費補助金交付要綱、徳島県保健所友の会事業補助金交付要綱、保健事業費県費補助金交付要綱、徳島県乳腺・甲状腺検診費補助金交付要綱、徳島県厚生農業協同組合連合会の健康管理指導車整備費補助金交付要綱は廃止する。
- 3 この要綱の制定前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱の一部改正は、昭和59年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、昭和60年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、昭和61年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、昭和62年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成6年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成7年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成8年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成9年4月1日から施行する。ただし、乳児医療費助成事業に係る改正は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成10年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成11年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成12年度の補助事業から適用する。

附 則

1 この要綱の一部改正は、平成13年度の補助事業から適用する。

2 保健事業費等補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成14年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成15年4月1日より施行し、平成15年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成16年4月1日より施行し、平成16年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成17年4月1日より施行し、平成17年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成18年4月1日より施行し、平成18年度の補助事業から適用する。ただし、別表1の乳幼児等はぐくみ医療助成費に係る経費欄中の食事療養費個人負担額は、平成18年9月診療分までとする。

附 則

この要綱の一部改正は、平成18年11月30日より施行し、平成18年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日より施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日より施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年3月19日より施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

ただし、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱に基づき、平成20年度に実施した事業についても有効とする。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年11月24日より施行し、平成21年10月19日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成22年4月1日より施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成22年10月1日より施行する。

別表1 (第2条、第5条関係)

事業	事業細目	経費	補助率又は 補助額	軽微な変更以外のもの	
				経費の配分 の変更	事業の 内容の変更
団体活動事業	徳島県肢体不自由児援護事業	肢体不自由児療育援護事業に要する経費	知事が別に定める額		補助金申請額に変更があるとき
検 診 車 等 整 備 事 業	健康管理指導車整備事業	農山村住民の健康管理指導事業に必要な健康管理指導車の整備に要する経費	同上		同上
	循環器検診車整備事業	循環器検診に必要な検診車の整備に要する経費	同上		同上
	胃がん集団検診車整備事業	胃がん集団検診に必要な検診車の整備に要する経費	同上		同上
	子宮がん集団検診車整備事業	子宮がん集団検診に必要な検診車の整備に要する経費	同上		同上
	結核検診車整備事業	結核検診車の整備に要する経費	同上		同上
	乳がん検診車整備事業	乳がん集団検診に必要な検診車の整備に要する経費	同上		同上
乳幼児等はぐくみ医療助成費	乳幼児等はぐくみ医療助成費	乳幼児等医療費の助成に関する条例(準則)に基づき市町村が支出した乳幼児等医療費のうち小児特定疾患負担額を控除した額 乳幼児等医療費の助成に関する条例(準則)に基づき、償還払により市町村が支出した食事療養費個人負担額	当該経費の2分の1以内		同上
結核予防事業	結核予防事業(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項の規定に該当するもの)	結核健康診断に要する経費	当該経費の3分の2以内		同上

事業	事業細目	経費	補助率又は 補助額	軽微な変更以外のもの	
				経費の配分 の変更	事業の 内容の変更
予防 接種 種 事 故 対 策 事 業	給付事業（予防接種法第22条第2項並びに予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定に該当するもの）	予防接種法（昭和23年法律第68号）第11条第1項並びに予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号）附則第3条第1項の規定に基づく給付に要する経費	当該経費の4分の3以内		補助金申請額に変更があるとき
	予防接種事故発生調査事業	「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和52年3月7日衛発第186号公衆衛生局長通知）の第10により設置される予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等の事業に要する経費	同上		同上
	災害見舞金支給事業	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期及び臨時の予防接種に従事した医師の災害に対する見舞金の支給に要する経費	当該経費の2分の1以内		同上
健康運 管 営 指 業 導	健康管理指導車運営事業	健康管理指導車を用いて行う衛生教育、健康診査及び健康相談指導に要する経費	知事が別に定める額		同上
精復 神 障 害 設 者 運 社 営 会 事 業	精神障害者社会復帰施設運営事業	医療法人等が設置する精神障害者社会復帰施設の運営に要する経費	当該経費の10分の10以内		同上
精施 神 障 害 設 者 設 社 備 会 整 復 備 帰 事 業	精神障害者社会復帰施設施設設備整備事業	精神障害者社会復帰施設施設・設備の整備に要する経費	当該経費の4分の3以内		同上

事業	事業細目	経費	補助率又は 補助額	軽微な変更以外のもの	
				経費の配分 の変更	事業の 内容の変更
感機 染関 症運 指営 定事 業 医 療	第一種感染症指定医療 機関運営事業	第一種感染症指定医療機関の運営に要 する経費	当該経費の 10分の10以 内		補助金申請額に変 更があるとき
	第二種感染症指定医療 機関運営事業	第二種感染症指定医療機関の運営に要 する経費	同 上		同 上
健事 業 増 進	健康増進事業	健康増進法（平成14年法律第103号） 第17条第1項及び第19条の2に基づき市 町村が支弁する健康増進事業の実施に 要する経費（がん検診を除く）	当該経費の 3分の2以内		同 上
健キ 康ン とグ く・ ラリ ー” ウ” 事 業	健康とくしま”ウォー キング・ラリー”事業	市町村等が実施するウォーキング大会 に要する経費	知事が別に 定める額		同 上
重協 症力 難病 院患 者設 備整 備・ 事業	重症難病患者拠点・協 力病院設備整備事業	難病医療拠点・協力病院への医療機器 設備の購入に要する経費	同 上		同 上
が病 ん院 診機 療能 連強 携化 拠点 事業	がん診療連携拠点病院 機能強化事業	がん診療連携拠点病院機能強化に要す る経費	同 上		同 上
がん ンタ 診― 療能 連能 携強 地化 域事 業	がん診療連携地域セン ター機能強化事業	地域医療再生計画（西部Ⅱ医療圏）に 基づき、「がん診療連携拠点病院」に 準ずる機能を整備するために要する経 費	同 上		同 上
知め ろよ う！！ 受が げん よ検 う診 ！事 業 広業	知ろう！受けよう！広 めよう！がん検診事業	（財）徳島県総合健診センターが実施 する、大腸がん検診無料モニター事業 に要する経費	当該経費の 2分の1以内		同 上

事業	事業細目	経費	補助率又は 補助額	軽微な変更以外のもの	
				経費の配分 の変更	事業の 内容の変更
難病生活 患者支 援等事 業 居宅	難病患者等短期入所事業	市町村が実施する難病患者等短期入所事業に要する経費	当該経費の 4分の3以内		補助金申請額に変更があるとき
	難病患者等日常生活用具給付事業	市町村が実施する難病患者等日常生活用具給付事業に要する経費	同 上		同 上
	難病患者等ホームヘルプサービス事業	市町村が実施する難病患者等ホームヘルプサービス事業に要する経費	同 上		同 上
新院 型医 療 機 関 設 備 整 備 事 業 入	新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業	新型インフルエンザ患者入院医療機関への医療資機材の購入に要する経費	当該経費の 10分の10以 内		同 上
新ワ ク チ ン 接 種 助 成 事 業	新型インフルエンザワクチン接種助成事業	市町村が実施する新型インフルエンザワクチンを接種する者に対する費用負担に要する経費(低所得者対策)	当該経費の 4分の3以内		同 上
子ク 宮チ 頸ン が接 種予 助防 成ワ 事 業	子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業	市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン接種事業に要する経費(接種費用に限る。)	当該経費の 2分の1以内		同 上

別表2（第3条、第6条関係）

事業	事業細目	知事の定める書類	備考
団体活動事業	徳島県肢体不自由児援護事業	1. 事業計画書 2. 歳入歳出予算書抄本 3. その他知事が必要と認める書類	
検診車等整備事業	健康管理指導車整備事業	1. 事業計画書 2. 経費所要額調 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
	循環器検診車整備事業	同 上	
	胃がん集団検診車整備事業	同 上	
	子宮がん集団検診車整備事業	同 上	
	結核検診車整備事業	同 上	
	乳がん検診車整備事業	同 上	
乳幼児等はぐくみ医療助成費	乳幼児等はぐくみ医療助成費	1. 乳幼児等はぐくみ医療助成費実施計画書 2. 歳入歳出予算書抄本	
結核予防事業	結核予防事業	1. 結核予防事業費補助金所要額調 2. 事業実施計画及び事業に要する経費の費目別内訳書 3. 歳入歳出予算書抄本	
予防接種事故対策	給付事業	1. 経費所要額調 2. 事業実施計画及び事業に要する経費の費目別内訳書 3. 歳入歳出予算書抄本	
	予防接種事故発生調査事業	同 上	
	災害見舞金支給事業	同 上	
健康管理指導車運営事業	健康管理指導車運営事業	1. 事業実施計画書 2. 経費所要額調 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
精神障害者社会復帰施設運営事業	精神障害者社会復帰施設運営事業	1. 事業計画書 2. 経費所要額調 3. 運営費所要額内訳 4. 歳入歳出予算書抄本 5. その他知事が必要と認める書類	

事業	事業細目	知事の定める書類	備考
精神障害者社会復帰施設設備整備事業	精神障害者社会復帰施設設備整備事業	1. 事業計画書 2. 経費所要額調 3. 経費所要額内訳 4. 歳入歳出予算書抄本 5. その他知事が必要と認める書類	
感染症指定医療機関運営事業	第一種感染症指定医療機関運営事業 第二種感染症指定医療機関運営事業	1. 経費所要額調 2. 事業実施計画書 3. 経費所要額明細書 4. 歳入歳出予算書抄本 5. その他知事が必要と認める書類	
健康増進事業	健康増進事業	1. 健康増進事業県費補助金所要額調書 2. 健康増進事業所要額内訳等及び事業実施計画書 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
健康とくしま”ウォーキング・ラリー”事業	健康とくしま”ウォーキング・ラリー”事業	1. 事業実施計画書 2. 経費所要額調 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業	重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業	1. 経費所要額調 2. 経費所要額内訳 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
がん診療連携拠点病院機能強化事業	がん診療連携拠点病院機能強化事業	1. 事業実施計画書 2. 経費所要額調 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
がん診療連携地域センター機能強化事業	がん診療連携地域センター機能強化事業	1. 事業実施計画書 2. 経費所要額調 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
知ろう！受けよう！広めよう！がん検診事業	知ろう！受けよう！広めよう！がん検診事業	1. 事業実施計画書 2. 経費所要額調 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
難病患者等居宅生活支援事業	難病患者等短期入所事業	1. 事業実施計画書 2. 経費所要額調 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
	難病患者等日常生活用具給付事業	同上	
	難病患者等ホームヘルプサービス事業	同上	

事業	事業細目	知事の定める書類	備考
新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業	新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業	1. 経費所要額調 2. 経費所要額内訳及び事業実施計画 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
新型インフルエンザワクチン負担軽減事業	新型インフルエンザワクチン接種助成事業	1. 経費所要額調 2. 事業実施計画書 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業	子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業	1. 経費所要額調 2. 事業実施計画 3. 歳入歳出予算書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	

別表3（第8条関係）

事業	事業細目	知事の定める書類	備考
団体活動事業	徳島県肢体不自由児援護事業	1. 事業実施状況調書（事業実績書） 2. 歳入歳出決算（見込）書抄本 3. その他知事が必要と認める書類	
検診車等整備事業	健康管理指導車整備事業	1. 経費精算書 2. 歳入歳出決算（見込）書抄本 3. その他知事が必要と認める書類	
	循環器検診車整備事業	同 上	
	胃がん集団検診車整備事業	同 上	
	子宮がん集団検診車整備事業	同 上	
	結核検診車整備事業	同 上	
	乳がん検診車整備事業	同 上	
乳幼児等はぐくみ医療助成費	乳幼児等はぐくみ医療助成費	1. 乳幼児等はぐくみ医療助成費補助金精算書 2. 乳幼児等はぐくみ医療費経費内訳書 3. 乳幼児等はぐくみ医療受給者証交付件数調書 4. 歳入歳出決算（見込）書抄本	
結核予防事業	結核予防事業	1. 結核予防事業費補助金精算額明細書 2. 結核予防事業実施明細書 3. 結核予防事業費精算内訳書 4. 歳入歳出決算（見込）書抄本	
予防接種事故対策事業	給付事業	1. 経費精算書 2. 経費精算額明細書 3. 歳入歳出決算（見込）書抄本	
	予防接種事故発生調査事業	同 上	
	災害見舞金支給事業	同 上	
健康管理指導車運営事業	健康管理指導車運営事業	1. 事業実績書 2. 経費精算額調 3. 歳入歳出決算（見込）書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
精神障害者社会復帰施設運営事業	精神障害者社会復帰施設運営事業	1. 事業報告書 2. 経費所要額精算書 3. 運営費所要額内訳 4. 歳入歳出決算（見込）書抄本 5. その他知事が必要と認める書類	

事業	事業細目	知事の定める書類	備考
精神障害者社会復帰施設設備整備事業	精神障害者社会復帰施設設備整備事業	1. 事業実績報告書 2. 経費所要額精算書 3. 支出済事業費内訳 4. 歳入歳出決算（見込）書抄本 5. その他知事が必要と認める書類	
感染症指定医療機関運営事業	第一種感染症指定医療機関運営事業 第二種感染症指定医療機関運営事業	1. 経費所要額精算書 2. 事業実績報告書 3. 事業実績額明細書 4. 歳入歳出決算（見込）書抄本 5. その他知事が必要と認める書類	
健康増進事業	健康増進事業	1. 健康増進事業県費補助金精算書 2. 健康増進事業所要額内訳等及び事業実績報告書 3. 歳入歳出決算（見込）書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
健康とくしま”ウォーキング・ラリー”事業	健康とくしま”ウォーキング・ラリー”事業	1. 事業実績報告書 2. 経費所要額精算書 3. 歳入歳出決算（見込）書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業	重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業	1. 経費所要額精算書 2. 歳入歳出決算（見込）書抄本 3. その他知事が必要と認める書類	
がん診療連携拠点病院機能強化事業	がん診療連携拠点病院機能強化事業	1. 事業実績報告書 2. 経費所要額精算書 3. 歳入歳出決算（見込）書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
がん診療連携地域センター機能強化事業	がん診療連携地域センター機能強化事業	1. 事業実績報告書 2. 経費所要額精算書 3. 歳入歳出決算（見込）書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
知ろう！受けよう！広めよう！がん検診事業	知ろう！受けよう！広めよう！がん検診事業	1. 事業実績報告書 2. 経費所要額精算書 3. 歳入歳出決算（見込）書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
難病患者等居宅生活支援事業	難病患者等短期入所事業	1. 事業実績報告書 2. 経費所要額精算書 3. 歳入歳出決算（見込）書抄本 4. その他知事が必要と認める書類	
	難病患者等日常生活用具給付事業	同 上	
	難病患者等ホームヘルプサービス事業	同 上	

事業	事業細目	知事の定める書類	備考
新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業	新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業	1. 経費所要額精算書 2. 歳入歳出決算（見込）書抄本 3. その他知事が必要と認める書類	
新型インフルエンザワクチン負担軽減事業	新型インフルエンザワクチン接種助成事業	1. 経費所要額精算書 2. 歳入歳出決算（見込）書抄本 3. その他知事が必要と認める書類	
子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業	子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業	1. 経費所要額精算書 2. 歳入歳出決算（見込）書抄本 3. その他知事が必要と認める書類	

番 号
年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

補 助 金 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事 業 名

年度 事業

2 交付申請額

金 円

3 関係書類

番 号
年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業 { 〔に要する経費の配分の変更〕
〔内容の変更〕 } の承認を受けたいので、徳島県健康増進課関係事業
〔中止（廃止）〕

補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

年度 事業

2 補助金の交付の指定番号

年 月 日付け徳島県指令健第 号

3 変更（中止・廃止）の理由

4 関係書類

番 号
年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

補 助 事 業 遂 行 状 況 報 告 書

補助事業の遂行の状況について、徳島県健康増進課関係事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

年度 事業

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令健第 号

3 基 準 日

年 月 日現在

4 関 係 書 類

番 号
年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

実 績 報 告 書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

年度 事業

2 補助金の交付の指令番号

年 月 日付け徳島県指令健第 号

3 関係書類

受理日付印

補助金請求書

請求日 平成 年 月 日

徳島県知事 殿

請求者

住 所

氏 名 印
(法人名及び代表者名)

印

右の金額を 請求します。	請求 金額								円
-----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	---

摘 要		
補助事業名		
補助指令金額		
補助指令年月日		
補助指令番号		
補助額	既受領額	
	今回請求額	
	残 額	
請求区分	1 精算 2 概算 3 前金	

口座振込先 金融機関名 () 店舗名 () 預金種別 (1 普通 2 当座 3 その他) 口座番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (右づめ) 口座名義 (カタカナ書き) ()
--

年 度

県			市 町				
			歳 入				
補 助 事 業 名	交 付 決 定 額	補 助 率	科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額
	円			円	円		円

備考

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業の名称のほか、当該補助事業に要する経費の配分禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及びの歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、「歳出」の「科目」欄にはその目
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分して、それぞれ記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業に係る市町村の歳出予算額の繰越し（歳出予算額の一部又は全部を執行せむ。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金について「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に、

補 助 金 調 書

村 名					備 考
歳 出					
うち補助金 相当額	支出済額	うち補助金 相当額	翌 年 度 繰 越 額	うち補助金 相当額	
円	円	円	円	円	

を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更をし、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する市町村の内訳までを記載すること。

それぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区

ず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、「歳入」の「科目」欄それぞれ補助金額を括弧書きで二段書きにすること。

<参考>

徳島県補助金交付規則

昭和58年5月10日
徳島県規則第53号

(趣 旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、補助金の交付の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補 助 金 県が県以外の者に対して交付する補助金をいう。
- (2) 補 助 事 業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 知事は、補助金の交付の決定をする場合においては、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けるべきこと。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けるべきこと。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第6条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 第6条の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めるものとする。

(補助事業の遂行等の命令)

第10条 知事は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

2 知事は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、実績報告書に知事の定める書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 知事は、第11条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることがある。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条の2 補助事業者は、第14条第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(理由の提示)

第15条の3 知事は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(書類の保管等)

第16条 補助事業者は、市町村の場合にあつては、当該補助事業に係る補助金と当該補助事業に係る当該市町村の予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書を作成保管し、市町村以外の者の場合にあつては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、知事が定めるもの
- (3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(雑 則)

第18条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年規則80号)

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則19号)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

